

添付法令資料 3 :

保税倉庫に関する 2019 年 11 月 4 日付インドネシア共和国財務大臣規則

No.155/PMK.04/2019 (目次)

公布の日から 30 日後に施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 管理及び事業 (第 3 条ないし第 5 条)
- 第 3 章 保税倉庫の設立 (第 6 条ないし第 16 条)
- 第 4 章 輸入、輸出並びに関税、物品税及び課税の取扱い (第 17 条ないし第 27 条)
- 第 5 章 一時輸入及び一時輸出 (第 28 条)
- 第 6 章 商品の処分及び毀損 (第 29 条及び第 30 条)
- 第 7 章 税関申告 (第 31 条)
- 第 8 章 義務、責任及び禁止 (第 32 条ないし第 37 条)
- 第 9 章 許可の凍結及び取消し (第 38 条ないし第 42 条)
- 第 10 章 サポート (第 43 条)
- 第 11 章 モニタリング及び評価 (第 44 条ないし第 46 条)
- 第 12 章 セルフサービス (第 47 条)
- 第 13 章 雑則 (第 48 条及び第 49 条)
- 第 14 章 経過規定 (第 50 条)
- 第 15 章 終則 (第 51 条ないし第 53 条)